

3) 先進的な地方公共団体の取り組み事例

①杉並区

■杉並区の実況

「杉並区犯罪被害者等支援条例」制定までの取組

平成 15 年 9 月の区議会定例会での犯罪被害者等支援条例制定に関する一般質問を契機に、条例制定への取組が開始された。条例制定に向けた専門家検討会、関係課職員による内部検討、犯罪被害者との意見交換会等を経て、平成 17 年 10 月に専管組織が設置された。同月に「杉並区犯罪被害者等支援条例」が制定され、翌 18 年 4 月に同条例が施行された。

■杉並区犯罪被害者支援の概要

ア. 実施体制

- ・総合支援窓口を設置し、被害者の相談に応じている。
- ・犯罪被害者支援担当係長、相談員 2 名（嘱託職員）
（担当係長は平成 17 年 10 月 1 日配置、相談員は 18 年 4 月 1 日配置）
- ・電話相談室、面接相談室、相談専用電話を設置。

イ. 事業内容

- 相談・情報提供、各種手続等の手伝い、関係機関との調整、付添い等
- 一時利用住宅の提供
- 日常生活への支援
- 資金の貸付

ウ. 事業実績（19 年度）

- ・相談件数 85 件
（内訳・財産的被害 28 件、暴行・傷害 8 件、凶悪犯 5 件、交通事故 7 件 等）
- ・具体的な支援
 - 付き添い・手続等手伝い 5 名（延 23 回）
 - ヘルパー派遣 2 名（延 67 回）

■ 杉並区の犯罪被害者支援を推進するために

ア. 身近な区民による支援の推進

「すぎなみ地域大学」に「犯罪被害者支援講座」（入門編・実践編）を設け、「犯罪被害者支援員」の養成を行った。受講修了者の中から区に登録された「犯罪被害者支援員」は、警察・裁判所・病院等への付添いや家庭での話し相手のほか、広報・啓発活動などにボランティアとして協力している。

イ. 制度周知及び区民理解を深めるための広報・啓発活動の推進

支援を必要としている被害者等の利用につなげるため、制度周知に努めると共に、犯罪による被害にあっても、住み慣れた地域で平穏な生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者等がおかれている深刻な実情、支援の必要性等について、一人でも多くの区民の理解を深めるために、下記のような広報・啓発活動を行っている。

- ・「広報すぎなみ」への掲載
- ・ポスターの作成（女子美術大学との連携・協働）
- ・パネル展（区役所）ロビーにて

ウ. 関係機関・団体等との連携・協力の一層の推進

総合的でより適切な支援を行っていくために、実際に支援を行っていく中で、様々な関係機関・団体等と顔の見える関係を築き、住民に最も身近な「総合支援窓口」として、地域の拠点となって様々な機関等と連携・協力を図ることに努めている。

②神奈川県

■かながわコミュニティカレッジの概要

平成 19 年 7 月に策定された神奈川県の総合計画「神奈川力構想・実施計画」では、「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」が掲げられている。その一環としてかながわコミュニティカレッジが開設され、NPO や企業など、多様な主体と連携し、地域で活動するボランティアや NPO 等の人材の育成を図るとともに、多くの県民が地域や社会等の抱える特定の課題の解決に資するため、学習面から支援を行うことを目指している。平成 21 年の本格開設に向けて平成 18 年度より講座の試行が始まった。主なものとして地域課題の解決、地域の活性化を図る「地域人材育成講座」や、多くの県民が地域や社会において共通して抱える課題の解決を図るための人材を育成する「特定課題講座」の 2 種類がある。また、本格開設後は学習面からの支援のほか、受講生への支援として具体的な活動に向けた支援に取り組む。

■講座内容

講義のテーマは「犯罪被害者支援ボランティア養成」、「DV 被害者のための支援者育成講座」の他に、「外国籍学習支援ボランティア養成」、「災害救援ボランティアコーディネーター養成」等、共通性、専門性、切実性、広域性等の観点から、県の事業として相応しいと判断されたものが設定されている。

■レベル設定

未経験者から経験豊かな活動者までの幅広いニーズに対応するため、初級・中級・上級等のレベルに応じた講座設定を行っている。

基本となる講座群は、概ね初級から中級程度までを対象として設定されており、受講生等のニーズや関連分野の NPO 等の活動状況に応じ、ステップアップ編など、中級から上級を対象とした講座も設定している。

■具体的な活動に向けた支援

1.かながわ県民活動サポートセンターとの連携

かながわ県民活動サポートセンターのボランティア相談機能と連携し、具体的な活動に向けた情報提供やコーディネートを行うとともに、関係資料の閲覧等により受講生が受講後の活動について主体的に情報収集できるよう支援する。

2.県内市民活動支援機関との連携

県内の市民活動支援機関に関する情報を提供し、受講生が身近な地域で相談や情報収集ができるよう支援している。また、市民活動支援機関が把握するかながわコミュニティカレッジの開催講座に関連した情報を収集し、受講生に提供する。

かながわコミュニティカレッジ平成 19 年度開催講座
「犯罪被害者支援ボランティア養成講座」

| 回 | テーマ | 概要 |
|----|----------------------------|----------------------------------|
| 1 | 事前説明 | 受講上の注意事項等 |
| | イントロダクション | 必要性とその歴史 |
| | 被害者支援とは 犯罪被害者の置かれている状況Ⅰ | 被害者支援の意義、あり方、 被害者の実情（含家族、遺族） |
| 2 | 犯罪被害者の置かれている状況Ⅱ | 被害者の実情と精神的影響 |
| | 被害者の体験と心理Ⅰ | カウンセリングの基礎知識 |
| 3 | 被害者の体験と心理Ⅱ | カウンセリングの理論と実際 |
| | 被害者の体験と心理Ⅲ | カウンセリングのまとめ |
| 4 | 被害者支援の基礎Ⅰ | 電話相談の理論と実際 |
| | 被害者支援の基礎Ⅱ | 電話相談・ロールプレイ |
| 5 | 被害者支援の基礎Ⅲ | 電話相談・ロールプレイ |
| | 犯罪被害者の置かれている状況Ⅲ | P T S D の病態と治療 |
| 6 | 被害者に対する法的知識Ⅰ | わが国の刑事司法制度 |
| | 被害者に対する法的知識Ⅱ | 犯罪被害者の法的地位 |
| 7 | 被害者に対する法的知識Ⅲ | 被害者への損害賠償 示談・調停・訴訟 |
| | 被害者支援とはⅠ | 犯罪被害者等基本法と民間の被害者支援団体が行う被害者 支援 |
| 8 | 被害者支援とはⅡ | 民間の被害者支援団体が行う直接支援・面談相談 |
| | 被害者支援とはⅢ | 他機関との連携について |
| 9 | 被害者相談Ⅰ | 面接相談のロールプレイ |
| | 被害者相談Ⅱ | 被害者カウンセラーのロールプレイⅠ |
| 10 | 被害者相談Ⅲ | 被害者カウンセラーのロールプレイⅡ |
| | 被害者支援とはⅣ | 支援者に求められる資質・倫理 |

かながわコミュニティカレッジ平成19年度開催講座

「DV被害者のための支援者養成講座」

| | | |
|----|---|--------------------------------------|
| 1 | オリエンテーション | |
| | 【基礎編1】 DV(ドメスティック・バイオレンス)の理解、 DV防止法 | DVとは、DV防止法の内容と法律による被害者の保護と支援について |
| 2 | 【基礎編2】 DV被害者の保護・自立支援 | DV被害者の保護・自立支援に携わる民間団体の立場から、活動の実際について |
| 3 | 【基礎編3】 DV被害者の相談状況 | 相談窓口における相談の状況 |
| 4 | 【基礎編4】 DV被害を受けた子どもへの支援 | DVを目撃した子どもや虐待された子どもへの対応について |
| 5 | 【基礎編5】 元DV被害者の立場から | DV被害体験とコミュニケーション、被害者に必要な支援 |
| 6 | 【基礎編6】 DV加害者を通じたDV理解 | DV加害者プログラムの実施 |
| 7 | 【基礎編7】 被害者の精神的支援 | 心理的なケアが必要なDV被害者への対応 |
| 8 | 【基礎編8】 DV被害者への支援 | 警察における被害者への支援 |
| 9 | 【基礎編9】 DV、離婚の法的知識 | 被害者支援に必要な法的知識 |
| 10 | 【基礎編10】 外国籍被害者への支援 | 外国籍被害者の抱える問題とその支援 |
| 11 | 【応用編・実践編1】 カウンセリングの実態 | 電話・面接におけるカウンセリングの実際(ワークショップあり) |
| 12 | 【応用編・実践編1】 カウンセリングの実態 | 電話・面接におけるカウンセリングの実際(ワークショップあり) |
| 13 | 【応用編・実践編2】 DV暴力防止対策プログラム | ロールプレイ・ワークショップの実施 |
| 14 | 【応用編・実践編3】 支援活動者の心構え、注意点 | 電話相談の実際(ワークショップあり)、長期的支援に向けて |
| 15 | 【応用編・実践編3】 支援活動者の心構え、注意点 | 電話相談の実際(ワークショップあり)、長期的支援に向けて |